

資料館だより

第 24 号

平成 8 年 (1 9 9 6)
3 月 25 日

編集・発行 武蔵村山市立歴史民俗資料館 〒208 武蔵村山市本町 5 - 21 - 1 T E L 0425(60)6620



渡辺ハマ氏所蔵「公文所御用」桐箱

大きさ L 35.7 cm × W 16 cm × H 11.5 cm

この箱の中に木地屋関係文書が保管されていた。

「ろくろ屋」渡辺家所蔵の木地屋関係文書

ここに紹介する木地屋関係文書は市内「谷ツ」地区（中藤3丁目）にお住まいの渡辺ハマ氏が所蔵するもので、明治2年（1869）の人別送り状（当時の転居証明、史料一）1通と、木地屋（古くは轆轤師）の山野立ち入りの自由を認めたといわれる免許状（史料二～五）4通である。これらの文書は菊及び桐の紋の下に「公文所御用」と墨書された桐箱（表紙写真）に納められている。

史料二から史料五までの免許状はいずれも菱形朱印（下図）が押捺され、卷子本の装訂がなされている。しかも承平5年（935）、元龜3年（1572）など古い年号を用い、木地屋特権の由来、根拠を古く位置づけている。しかし、これらの免許状は、史料一の人別送り状に記されている八左衛門が近江国筒井公文所蛭谷（滋賀県神崎郡永源寺町）から明治2年に中藤村（武蔵村山市）へ移る際に作成されたものと考えられる。木地屋が蛭谷の筒井八幡社の氏子として登録される氏子狩の貴重な一例といえることができるであろう。

渡辺家は今でも「ろくろ屋」という屋号で呼ばれ、家伝では数代前の八左衛門という人物が轆轤を挽き、

木鉢、番傘のろくろ（傘を閉じたり開いたりする部分）などを作っていたということである。（山田義高）

参考文献 橋本鉄男 ろくろ（ものと人間の文化史31）

長沢利明 木地師伝書の新資料

（西郊民俗105号）



ろくろ使用の図

柏書房「山漁村生活史事典」より



近江国愛知郡
小椋大政大臣実秀
筒井公文所
印？

史料二から史料五の中央に押捺された菱形朱印

原寸大

※史料の翻刻に当って、常用漢字などできるだけ現用の字体を採用した。

史料一

人別送り書之事

江州国

木地職

支配所

筒井公文所

八左衛門

右之者義 此度武州多摩郡中藤村

名主源蔵方 江人別差送り申候元人別

相添此段申送り候以上

明治二年

大倉

巳三月日

長太夫 ㊤

名主

源蔵殿

人別送り書之事

江州の国

木地職

支配所

筒井公文所

八左衛門

右の者義、この度武州多摩郡中藤村

名主源蔵方へ人別差し送り申し候。元人別

相添え、この段申し送り候。以上。

明治二年

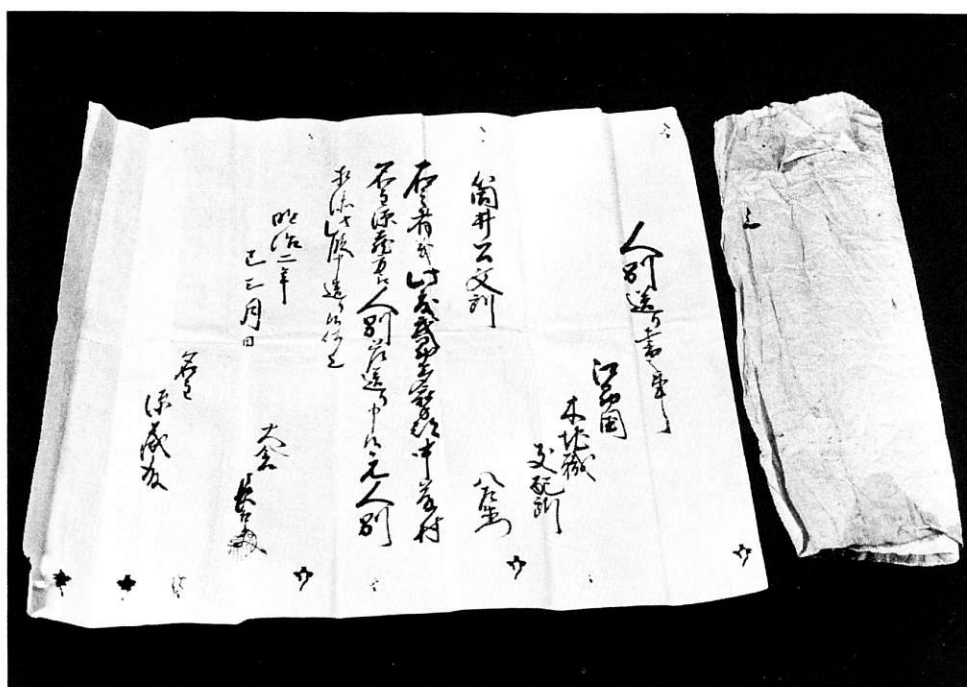
大倉

巳三月日

長太夫 ㊤

名主

源蔵殿



大きさ L 37.3cm × W 33.7cm

近江国愛智郡小椋庄筒井
轡轡師職頭之事称四品

小野宮製作彼職相勤之所
神妙之由候也專為器質之統
領諸国令山入之旨西者櫓權
立程東者駒蹄之通程被免許
訖者

天氣所候也仍執達如件

承平五年十一月九日 左大承 (丞)
判在

器全助

近江の国愛智郡小椋庄筒井
轡轡師職頭の事。四品

小野の宮製作と称うる、彼の職相勤むるの所
神妙の由候なり。専ら器質の統
領と為し、諸国山入せ令むるの旨、西は櫓權
立つる程、東は駒の蹄の通る程、免許せ被れ
訖。

天氣候所なり。仍って執達件の如し。

承平五年十一月九日 左大承
判在

器全助

近江國愛智郡小椋庄筒井

轡轡師職頭之事稱四品

小野宮製作彼職相勤之所

神妙之由候也專為器質之統

領諸國令山入之旨西者櫓權

立程東者駒蹄之通程被免許

訖者

天氣所候也仍執達如件

承平五年十一月九日 左大承

判在

器全助

近江国筒井職頭之事

諸国轆轤師杓子師塗物師

挽物師等其職相勤之族末代

無相違可進退之旨定訖故以

(器)

代々基質之為基本兼又諸役

可免許全公役可相勤之由仍

天氣執達如件

元龜三年

左大弁 判

十月十一日

小野宮社務

近江の国筒井職頭の事。

諸国轆轤師、杓子師、塗物師

挽物師等その職相勤むるの族、末代

相違無く進退す可きの旨定め訖。故に以て

代々器質の基本と為し、兼ねて又諸役を

免許す可し。公役を全うし相勤む可きの由、仍って

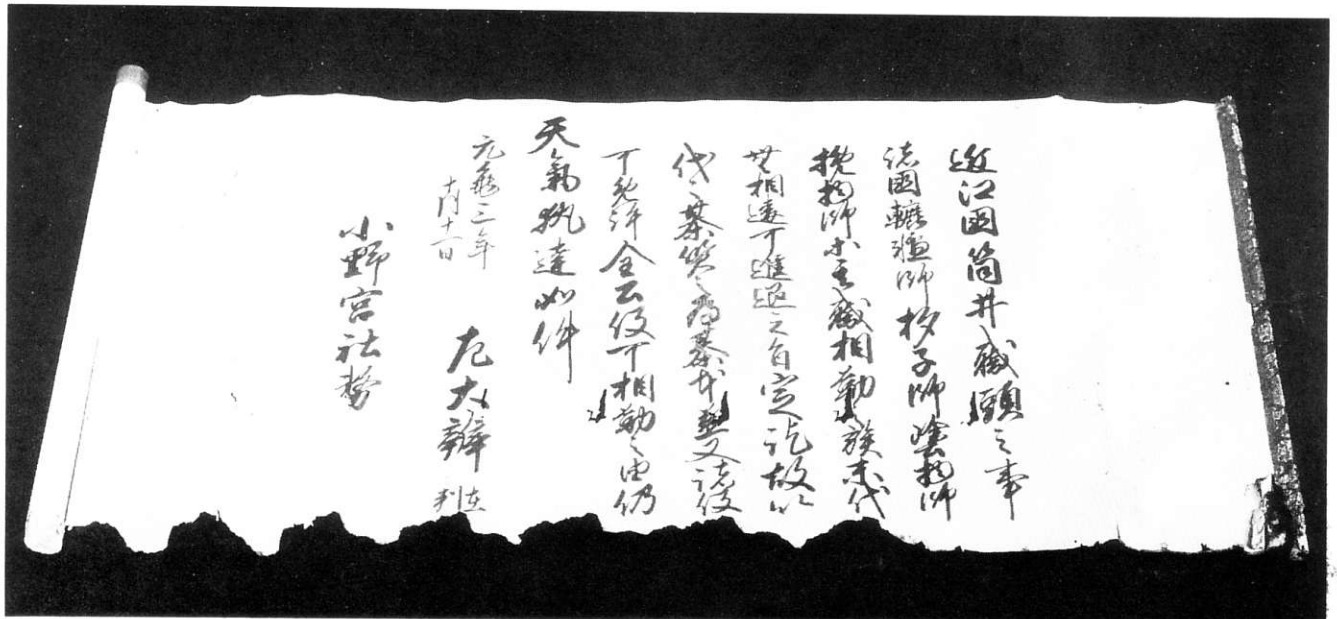
天氣執達件の如し。

元龜三年

左大弁 判

十月十一日

小野宮社務



大きさ L 59cm × W 27.8cm (一部破損)

史料四

日本國中轆轤師之事

從先規如有來

諸役令免除之条

商売不可有異

儀者也仍而如件

天正三年

丹羽五郎左衛門

判在

六月日

江州筒井

公文所

日本國中轆轤師の事。

先規に従り有り來たりの如く

諸役免除せ令むるの条、

商売異儀有る可からざる

者なり。仍って件の如し。

天正三年

丹羽五郎左衛門

判在

六月日

江州筒井

公文所

日本國中轆轤師之事

從先規如有來

諸役令免除之条

商賣不可有異

儀者也仍而如件

天正三年

丹羽五郎左衛門

判在

江州筒井

公文所

大きさ L 59cm × W 27.8cm

従当烟諸商売
之事於惣国中
如有来不可有別
儀若違乱之族在之者
可注進可申付候也
仍如件

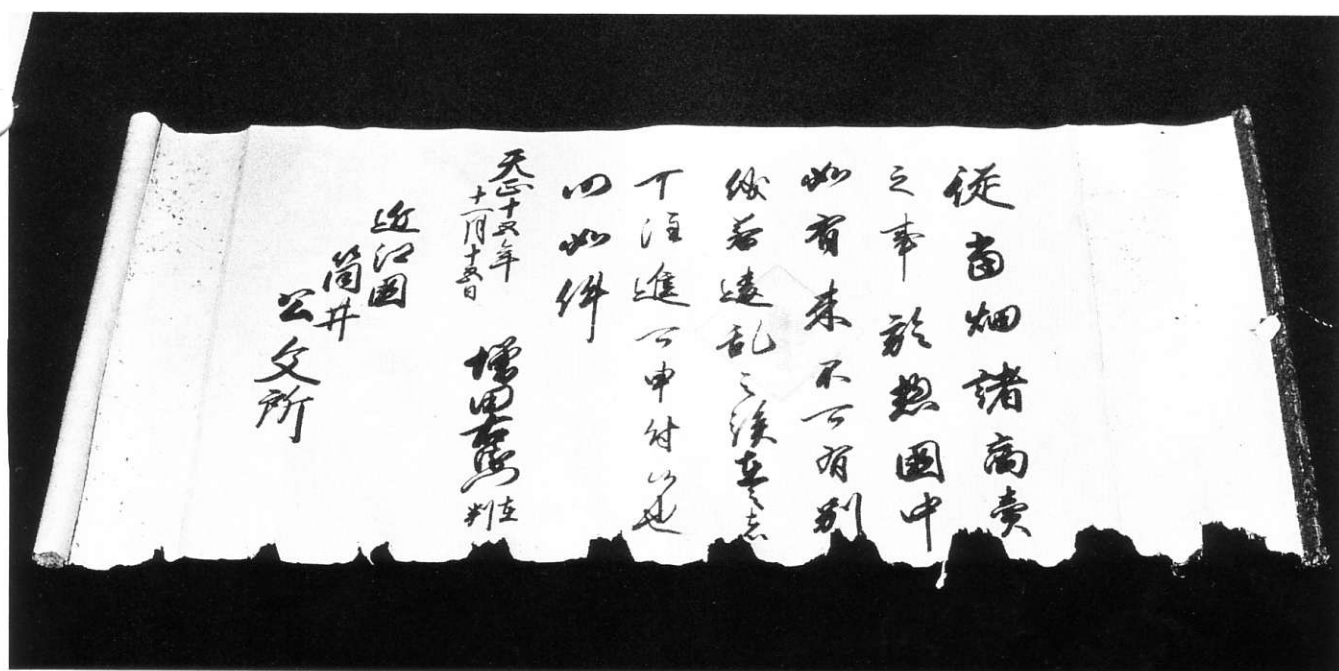
天正十五年
十一月十五日
増田右衛門
判在

近江国
筒井
公文所

当烟従り諸商売
の事。惣国中に於いて
有り来たりの如く別儀有る可からず。
若し違乱の族之れ在らば、
注進す可く申付く可く候なり。
仍って件の如し。

天正十五年
十一月十五日
増田右衛門
判在

近江国
筒井
公文所



寄贈資料（平成6年10月1日～平成7年9月30日）

番号	寄 贈 者	住 所	寄 贈 品 名	数量
1	尾 崎 好 司	岸三丁目	戦時紙幣・軍用手票	25
2	村 山 美 春	瑞穂町箱根ヶ崎	板 碑	1
3	増 尾 音 治	三ツ木三丁目	車ダンス	1
4	山 田 貞 子	中藤一丁目	戦時債券	11
5	内 野 治三郎	神明一丁目	塩専売の看板ほか	6
6	比留間 キ ミ	三ツ木五丁目	ひな人形ほか	63
7	木 下 有喜雄	三ツ木一丁目	貯水池工事写真	22
8	岡 本 保	本町二丁目	伝単（空襲予告）ほか	2
9	田 口 忠太郎	中藤三丁目	火鉢ほか	13
10	清 水 輝 雄	本町二丁目	貯水池工事写真ほか	586

資料館利用状況（平成6年4月1日～平成7年3月31日）

区分 月	開 館 日 数	総 利 用 者 数	市 内		市 外	
			人 数	割 合	人 数	割 合
4 月	24 日	1,071 人	484人	45.2%	587人	54.8%
5 月	22	1,132	547	48.3	585	51.7
6 月	25	660	308	46.7	352	53.3
7 月	26	1,036	639	61.7	397	38.3
8 月	26	1,334	664	49.8	670	50.2
9 月	19	1,046	459	43.9	587	56.1
10 月	22	703	269	38.3	434	61.7
11 月	23	644	306	47.5	338	52.5
12 月	22	418	188	45.0	230	55.0
1 月	22	415	186	44.9	229	55.1
2 月	22	715	489	68.4	226	31.6
3 月	25	771	523	67.8	248	32.2
合 計	278	9,945	5,062	50.9	4,883	49.1